

統計法施行令の一部を改正する政令要綱

一 別表第五に規定する学校における幼児、児童、生徒、学生及び職員の発育及び健康の状態並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、都道府県知事及び地方公共団体の教育委員会が行う調査に関する事務の対象に幼保連携型認定こども園を追加すること。（別表第五関係）

二 この政令は、公布の日から施行するものとする。 （附則関係）